

編集発行人 税理士

〒639-2102 奈良県葛城市東室123番地1 TEL 0745(69)8282 FAX 0745(69)7377 自宅 0745(69)2174

(睦月) JANUARY $1_{ extcolor{1}}$

1日・元日

11日・成人の日

114 2000					
一月一	一火一	水一	木	金	-
•	•	•	•	1	2
4	5	6	7	8	9
11	12	13	14	15	<i>16</i>
18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29	<i>30</i>
	月 4 11 18	月 火 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	月 火 水 4 5 6 11 12 13 18 19 20	月 火 水 木 4 5 6 7 11 12 13 14 18 19 20 21	月 火 水 木 金 * * * * 1 4 5 6 7 8 11 12 13 14 15 18 19 20 21 22

ワンポイント 吟醸酒

日本酒(清酒)は、正月には欠かせないお 酒といえます。清酒の中でも高級酒と言われ ている吟醸酒は、精米歩合60%以下のものを 指します。たとえば精米歩合60%の場合は、 玄米の表層部を40%削り取ることをいいま す。ちなみに、通常の清酒は75%以下、家庭 で食べる白米は92%程度の精米歩合です。

1月の税務と労務

税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出

本年最初の給与支払日の前日

2月1日

2月1日

- 税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
- 税 / 源泉徴収票の交付、提出
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付(納期の特例を 受けている事業所は7~12月分) 1月12日 上記の納期の特例適用者で、納期限の特例 に関する届出書を提出している場合 1月20日
- 税 / 11月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 2月1日

国 税 / 5月決算法人の中間申告 2月1日

税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 2月1日

地方税/固定資産税の償却資産に関する申告 2月1日 地方税 / 給与支払報告書の提出 2月1日

労務/労働保険料の納付(第3期分) 2月1日

(労働保険事務組合委託の場合2月15日まで)

取り扱われています。 合であり、還付申告は一月から ますが、これは納税額がある場 六日から三月十五日とされてい 得税の確定申告は、二月十

ポイントを整理してみます。 間や還付申告の留意点について そこで、還付申告のできる期

還付申告ができる期間

付を受けるための確定申告書を納め過ぎになっている税額の還過ぎになっている場合は、その収税額や予定納税額などが納め の翌年一月一日から五年間です。 提出することができます。 なくても、 なお、 還付申告ができるのは、その年 ても、給与・報酬の源泉徴定申告書を提出する義務は 前年に確定申告をして

> く、「更正の請求」という手続き った場合には、 納めた税額が、 になります。 誤って過大であ 還付申告ではな

限から一年以内です。 原則として確定申告書の提出期 更正の請求ができる期間 ば

2

還付申告の具体例

合に還付申告をすることができ 給与所得者は、 次のような場

とき 額が納め過ぎとなっている調整を受けずに源泉徴収税年の途中で退職し、年末 額が納め過ぎとなってい

ı (ന ンがあるとき 取得などをして、 多額の医療費を支出した 定の要件のマイホー 住宅口

> けるとき 損害を受けたとき 除を受けるとき 特定支出控除の適用を受 災害や盗難などで資産に 配当所得があり、 特定の寄付をしたとき 配当控

3

具体例 分離課税となっていますので、された所得税については、源泉 還付申告ができない場合の 次の所得の場合は、 源泉徴収

とはできません。 確定申告により還付を受けるこ

や投資信託の収益の分配等 で一定のもの 特定の金融類似商品 銀行預金などの利子所得 か 5

生ずる所得 懸賞金付預貯金等の懸賞 特定の割引債の償還差益

雑損控除

る配偶者やその他親族で総所得 自己又は自己と生計を一に す

所得から次のうちいずれか多い るような損害を受けた場合には、 する資産について図表1に掲げ 金額等が三八万円以下の者の有

金額を控除できます。 損失の金額 (災害関連支出 [雑損控除の対象となる

等×一〇% が生じた年分の総所得金額 金・損害賠償金等] の 額を含む) 等] 損失受取保険

災害関連支出 の 五万

円

金額 じたときの損失を受けた資 されます。 産の時価を基準として計算 損失の金額 では、 災害に 災害関連支出の は より滅失 損失が生 医療費控除の対象となります。
(4) その他の注意点
(4) その他の注意点
に支払った医療費をいいます。に支払った医療費をいいます。に支払った医療費をいいます。

主なものが図表2に掲げてあ
(3) 控除対象となる医療費の範囲万円となっています。なお、控除額の上限は二○○ます。

ではいいです。 はお、控除額の上限は二○○ます。 なお、控除額の上限は二○○ます。 を額を超える部分とされています。

五%か一〇万円の、 (2) **控除金額** で含まれます。

で含まれます。一にする配偶者その他の親族まった時の現況において、生計を本人に限らず、医療費を支払

した金額などです。して金額などです。した住宅、家財などを取壊

医療費控除

控除対象者

5

図表 1 ● 雑損控除の対象となる損害、ならない損害

	雑損控除の対象となるもの	雑損控除の対象とならないもの
発生原因	○自然現象による災害(震災、風水害、冷害、雪害など)○人為による災害(火災、爆発など)○白アリなど害虫による被害○盗難や横領による被害	×詐欺、脅迫による被害 ×保証債務の履行による被害
資産の範囲	○生活に通常必要な資産(住宅、家具、衣類、現金など)	×別荘 ×競走馬その他射幸目的の動産 ×1個又は1組の価格が30万円を超える貴金属、書画、骨とうなど ×機械など事業用資産

図表2●医療費控除の対象となる医療費、ならない医療費の例

	医療費控除の対象となるもの	医療費控除の対象とならないもの
治療・検査	○医師に支払った診療費、治療費 ○医師の往診費用 ○治療のためのマッサージ、はり、おきゅう、柔道整復の費用 ○異常がみつかり、治療を受けることになった場合の人間 ドックの費用	 ×医師等に支払う謝礼金 ×ホクロをとるなどの美容整形費用 ×成人病の定期検診、人間ドックの費用(異常なしの場合) ×食事療法のための食品の購入代 ×診断書の作成料 ×脱毛費用
歯科	○虫歯の治療費、金歯、義歯の費用○治療としての歯列矯正	×歯石除去のための費用 ×美容のための歯列矯正
出産	○妊娠中の定期検診費用○出産費用○助産師による分娩介助料	×無痛分娩講座の受講費用
医療品	○医師の処方せんにより薬局で購入した医薬品 ○病気やケガの治療のために、医者に行かず、薬局で購入し た医薬品	×疲労回復、健康増進、病気予防などのために購入した 医薬品(ビタミン剤など) ×薬局・薬店で買った体温計
通院・入院	○通院や入院のための交通費○電車やバスでの移動が困難なため乗ったタクシー代○保健師や付添人などの療養上の世話を受けるために支払った費用(親族に対するものを除く)	×通院のための自家用車のガソリン代 ×出産のために実家に帰る交通費 ×自己の都合で希望する特別室の差額ベッド料金など

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

昨年秋に誕生した民主党の鳩山政権では、従来の国の計画や方針を、組織の在り方と ともに大きく見直しています。ダム建設や国際空港の施策見直しが大きく取り上げられ ましたが、国税庁と1月に発足した日本年金機構(旧社会保険庁)を統合して歳入庁を 創設する案もその一つで、今後、検討されます。

経済危機対策に伴う追加減税として、昨年6月の改正で中小企業の交際費課税が軽減 され、定額控除限度額が年600万円(改正前年400万円)に引き上げられました。定額控 除限度額に達するまでの交際費の90%を損金算入できるので、最大540万円まで損金算入 できることになります。もっとも、企業の利益が出ていなければ意味がありません。先 ずは業績アップです。

企業の厳しい経営状況が雇用の低迷につながり、依然、学生の就職状況は厳しく、ま た、ハローワークは失業者で混雑しています。広範な景気回復が待たれるところですが、 見方を変えれば、来るべき時に備えて中小企業が優秀な人材を確保できるチャンスとも いえます。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

社 会 保 険 料 ഗ 損 金 λ 時

業主

その

)社会保

算法人につことされていま た め 納 分! 属する事業年度の 四月三十日)のうち事業 付期 ます。 いてた 親は、 ては、三月だんとえば、 翌月末日であ 未払計 なっ できること)損金の た月の 分 \equiv の保決

۱Į

に当たっ はめ ることにより や日曜日など金融 ることに 2担分につい 2三月三十 座引き落とし ま に算入すること 二月分の た につい 入することが た場合に 三月三十一日が により、 一日)のうち事業主の保険料(納付期限としが四月になるた場合には、保険料のと金融機関の休業日 て 三月 ŧ 未払計-期 期 できま の損 の 土 損 金 上 金 す

消費税の中間申告

消費税の課税期間は、原則として1年 とされていますが、前事業年度の年税額 が48万円(地方消費税を加えた場合60万 円、以下同じ)を超える場合には中間申 告が必要となります。消費税の中間申告 の回数は、前事業年度の年税額に応じて、 次の3通りのいずれかとなります。

年1回の中間申告

前事業年度の消費税の年税額が48万 円(60万円)を超え400万円(500万円) 以下の場合には、年1回の中間申告が 必要となります。

年3回の中間申告

前事業年度の消費税の年税額が400 万円(500万円)を超え4,800万円(6 , 000万円)以下の場合には、年3回の 中間申告が必要となります。

年11回の中間申告

前事業年度の消費税の年税額が4.800 万円(6,000万円)を超える場合には、 年11回の中間申告が必要となります。